

特定非営利活動法人 Peace Castle 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Peace Castle という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市旭区四季美台 16 番地 9 第 5 新宅ビル 201 号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者・障がい者に対して、認知症・介護予防並びに自立支援及び生活支援に関する事業を行い、地域社会・福祉の増進を図り、公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) コミュニティ形成を目的とした地域交流イベントの企画、運営事業
- (2) 介護予防や福祉制度に関する啓発・支援事業
- (3) 就労支援事業（仕事探しのサポート、職業相談、面接練習等）
- (4) 地域のゴミ拾い活動、美化活動の企画、実施事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	庄司 雅美
副理事長	武林 景
理事	辻本 弘
監事	藤崎 桜

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	500円	団体	1000円
賛助会員	個人	500円	団体	1000円

(2) 年会費

正会員	個人	500円	団体	1000円
賛助会員	個人	1口	500円	(1口以上)
	団体	1口	1000円	(1口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

660

フリガナ	トクテイヒエイリカヅドウホウジン ピース キャッスル
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 Peace Castle

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	ショウジ マサミ 庄司 雅美		あり	理事長
理事	タケバヤシ ケイ 武林 景		なし	副理事長
理事	ツジモト ヒロシ 辻本 弘		なし	
監事	フジサキ サクラ 藤崎 桜		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇ 親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

1. 設立の趣旨

現代の地域社会では、高齢者の孤立、障害者の社会参加の機会不足が深刻な課題となっています。

特に一人暮らしの高齢者や、支援を必要とする障害者は、日常的な交流や居場所が限られ、心身の健康や生活意欲の低下につながるケースが増えています。

また、地域住民同士のつながりも希薄化し、互いに支え合う機会が不足していることから、コミュニティの再構築が求められています。

こうした背景を踏まえ、私たちは高齢者・障害者が安心して過ごせるコミュニケーションスペースをつくり、地域の孤立を防ぐことを目的として活動を行います。

さらに、本活動は営利を目的とするものではなく、継続的かつ安定的に地域住民へ開かれた形で提供されることが重要であるため、特定の個人や構成員の利益ではなく社会全体の利益の増進を目的とする法人形態が求められます。

株式会社では利益配分が前提となり、任意団体では社会的信用性・継続性の確保が難しく、一般社団法人では活動の公益性が対外的に明確になりにくい側面があります。

そこで、情報公開や事業報告が義務付けられ、市民に対する説明責任を伴いながら公共性の高い福祉活動を安定して継続できる法人形態として、特定非営利活動法人が最も適切であると判断し、NPO法人を設立するものです。

2. 設立の目的

本法人は、以下の目的を掲げて活動します。

1. 高齢者と障害者が気軽に集まり、交流・相談・活動ができる居場所を提供する。
2. 地域の孤立を防ぎ、心身の健康維持や生活の質向上を支援する。
3. 障害の有無や年齢に関係なく、誰もが参加できる共生型コミュニティの形成を促進する。
4. 地域の福祉・介護・教育機関、市民団体との連携により、地域福祉の向上に寄与する。

3. 設立の必要性

1. 高齢者の孤立増加

独居高齢者や日中に話し相手がない高齢者が増え、認知症リスクの上昇や生活不安が指摘されている。

2. 障害者の社会参加の難しさ
障害の程度にかかわらず、地域で安心して過ごせる居場所や交流の場が不足している。
3. 地域コミュニティの希薄化
地域のつながりが弱まり、福祉課題が個人や家庭の負担になっている。
4. 行政だけではカバーしきれない部分のサポートが必要
介護保険や障害福祉制度の狭間で支援が届きにくい人へのケアが求められている。

以上の理由から、地域住民主体の柔軟なサポートが不可欠であり、本法人の設立は社会的に必要とされている。

4. 事業内容

本法人は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ形成を目的とした地域交流イベントの企画、運営事業
- (2) 介護予防や福祉制度に関する啓発・支援事業
- (3) 就労支援事業（仕事探しのサポート、職業相談、面接練習等）
- (4) 地域のゴミ拾い活動、美化活動の企画、実施事業

5. 今後の展望

本法人は、地域の誰もが安心して過ごせる「居場所づくり」を根幹とし、将来的には

- ・介護予防支援の強化
- ・障害福祉サービスとの連携
- ・地域ボランティア育成

などを進め、持続可能な地域福祉の実現を目指します。

2025 年 12 月 4 日

法人の名称 特定非営利活動法人 Peace Castle

設立代表者 庄司 雅美

2026 年度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 Peace Castle

1 事業活動方針

本法人は、障がいのある子どもや大人、介護が必要な高齢者など、日常生活に支援を必要とする人々が、地域の中で安心して暮らし続けられる環境づくりを目的とする。

当該年度においては、地域に根ざした見守りや生活支援を中心に、持続可能な事業運営を行う。具体的には、地域清掃活動や交流の場を通じて人と人とのつながりを育み、生活相談、介護に関する支援、就労や社会参加の機会づくりを段階的に実施する。

また、関係機関や地域住民と連携し、支援を必要とする人々が孤立しない地域づくりを目指す。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① コミュニティ形成を目的とした地域交流イベントの企画、運営事業

- ・内 容 高齢者、障がい者、要介護者およびその家族を対象に、無理なく参加できる交流の場（レクリエーション、季節行事、情報交換）を年間を通じて提供し、孤独防止と心身の健康維持を図る。

- ・実 施 月 通年
- ・実 施 場 所 横浜市旭区、保土ヶ谷区周辺地域
- ・従事者人員 4 名
- ・受益対象者 高齢者、障がい者、要介護者およびその家族の方 30 名
- ・支出見込額 1,200,000 円

② 介護予防や福祉制度に関する啓発・支援事業

- ・内 容 介護予防や福祉制度に関する正しい知識を学ぶ機会を、専門家や、経験者を招いた講座や勉強会の場を提供し、日常生活で取り入れられる工夫など、介護予防の重要性を理解し、関心を高めていく。

- ・実 施 月 11 月
- ・実 施 場 所 横浜市旭区、保土ヶ谷区周辺地域
- ・従事者人員 4 名
- ・受益対象者 横浜市民 20 名
- ・支出見込額 800,000 円

③ 就労支援事業（仕事探しのサポート、職業相談、面接練習等）

- ・内 容 障がい者や介護に関わる人が安心して参加できる体験型イベント（創作活動や軽作業体験）を実施し、年齢や障がいの有無に関わらず、参加しやすい内容とし、社会参加のきっかけづくりを行う。

- ・実 施 月 12 月
- ・実 施 場 所 横浜市旭区、保土ヶ谷区周辺地域
- ・従事者人員 4 名
- ・受益対象者 横浜市民 20 名
- ・支出見込額 700,000 円

④ 地域のゴミ拾い活動、美化活動の企画、実施事業

- ・内 容 障がい者及び障がい者介護に関わる人が、公益に寄与するため、地域のゴミ拾い活動、美化活動の企画及び実施に係る運営管理を行う。

- ・実 施 月 通年
- ・実 施 場 所 横浜市旭区、保土ヶ谷区周辺地域
- ・従事者人員 7 名
- ・受益対象者 横浜市旭区民 40 名
- ・支出見込額 600,000 円

2027年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 Peace Castle

1 事業活動方針

本法人は、障がいのある子どもや大人、介護が必要な高齢者など、日常生活に支援を必要とする人々が、地域の中で安心して暮らし続けられる環境づくりを充実させるため、継続的な支援活動を通じて孤独の防止と心身の健康を図るとともに、地域住民や関係機関と連携を深め、支え合いの輪を広げることで、地域福祉の向上に寄与する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① コミュニティ形成を目的とした地域交流イベントの企画、運営事業

- ・内 容 前年度の交流事業を発達させ、開催回数及び参加対象を拡大する。定期的な交流会、レクリエーション、季節行事に加え、介護者の負担軽減や心理的サポートを重視し、専門的知識を有する協力者との連携を強化することで、継続的かつ実効性のある支援体制を構築する。

- ・実施月 通年
- ・実施場所 横浜市旭区周辺地域
- ・従事者人員 7名
- ・受益対象者 横浜市民 60名
- ・支出見込額 2,160,000円

② 介護予防や福祉制度に関する啓発・支援事業

- ・内 容 専門職や実践者による講座・研修会を開催し、介護予防や福祉に関する知識の普及と、担い手の育成を目的とした学習機会の提供を行う。福祉制度の活用、地域での支え合いの仕組みについての学ぶ場を設けることにより、地域福祉の基盤強化につなげる。

- ・実施月 5月
- ・実施場所 横浜市旭区周辺地域
- ・従事者人員 7名
- ・受益対象者 横浜市民 40名
- ・支出見込額 720,000円

③ 就労支援事業（仕事探しのサポート、職業相談、面接練習等）

- ・内 容 障がい者介護に関わる人が、社会とつながる機会を広げるため、体験型プログラム（創作活動や軽作業体験、地域行事参加）を実施し、地域事業者や団体と連携し、参加者が役割を持って活動できる環境を整えることで、将来的な継続参加や就労意欲の向上につなげる。

- ・実施月 12月
- ・実施場所 横浜市旭区周辺地域
- ・従事者人員 7名
- ・受益対象者 横浜市民 40名
- ・支出見込額 720,000円

④ 地域のゴミ拾い活動、美化活動の企画、実施事業

- ・内 容 障がい者及び障がい者介護に関わる人が、公益に寄与するため、地域のゴミ拾い活動、美化活動の企画及び実施に係る運営管理。

- ・実 施 月 通年
- ・実 施 場 所 横浜市旭区周辺地域
- ・従事者人員 7 名
- ・受益対象者 横浜市旭区民 40 名
- ・支出見込額 600,000 円

活動予算書
 成立の日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人Peace Castle

(単位:円)

		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費小計		10,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
受取寄附金小計		500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取民間助成金小計		0	
4. 事業収益			
支援事業収益	6,144,000		
事業収益小計		6,144,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
その他収益小計		0	
経常収益計			6,654,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,400,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
通勤費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	2,400,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	150,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	60,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
地代家賃	660,000		
その他経費計	900,000		
事業費計		3,300,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,500,000		
給料手当	600,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
通勤費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	2,100,000		

(2) その他経費			
印刷製本費	0		
会議費	60,000		
旅費交通費	40,000		
車両費	0		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	30,000		
水道光熱費	120,000		
地代家賃	660,000		
減価償却費	0		
保険料	0		
租税公課	0		
支払利息	0		
その他経費計	940,000		
管理費計		3,040,000	
経常費用計			6,340,000
当期経常増減額			314,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			314,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			314,000

活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人Peace Castle

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	5,000	
賛助会員受取会費	0	
受取会費小計		5,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
受取寄附金小計		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	1,000,000	
受取民間助成金小計		1,000,000
4. 事業収益		
支援事業収益	7,488,000	
事業収益小計		7,488,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
その他収益小計		0
経常収益計		8,493,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,000,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
通勤費		
福利厚生費	0	
人件費計	3,000,000	
(2) その他経費		
会議費	60,000	
旅費交通費	240,000	
通信運搬費	120,000	
消耗品費	120,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
地代家賃	660,000	
その他経費計	1,200,000	
事業費計		4,200,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	2,400,000	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
通信費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	2,400,000	

(2) その他経費			
印刷製本費	30,000		
会議費	60,000		
旅費交通費	120,000		
車両費	200,000		
通信運搬費	60,000		
消耗品費	60,000		
水道光熱費	120,000		
地代家賃	660,000		
減価償却費	0		
保険料	0		
租税公課	0		
支払利息	0		
その他経費計	1,310,000		
管理費計		3,710,000	
経常費用計			7,910,000
当期経常増減額			583,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			583,000
前期繰越正味財産額			314,000
次期繰越正味財産額			897,000